

# あおぞら通所介護事業所 運営規程

## 事業の目的

### 第1条

医療法人社団あおぞら会が開設する、指定通所介護事業所（以下「あおぞら事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員および管理規程に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員の従事者（以下「通所事業者」という）、社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態等にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

## 運営の方針

### 第2条

1. 事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護等日常生活上必要な世話および機能訓練を行う。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りサービスの提供に努めるものとする。

## 事業所の名称等

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 あおぞら通所介護事業所
2. 所在地 三田市大畑字清水 357-1

## 職員の種類、人員、及び職務内容

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名（常勤兼務）  
事業者と従事者の管理運営および業務の管理を一元的に行うとともに、自ら指定通所介護の提供にあたるものとする。また、管理者はその内容等について説明を行うものとする。
2. 生活相談員 2名（常勤2名兼務）
3. 介護職員 5名（常勤2名専従・常勤1名兼務・非常勤2名専従）
4. 看護職員 3名（常勤2名兼務・非常勤1名兼務）
5. 機能訓練指導員 4名（非常勤1名専従・常勤兼務2名・非常勤1名兼務）

## 営業日及び営業時間

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月曜日～土曜日(祝日を含む)
2. 営業時間 午前9時30分～午後4時30分までとする。

## 指定通所介護の利用人数

第6条 事業所の利用定員は、1日30人とする。

## 指定通所介護の内容および料金その他の費用の額

第7条

1. 指定通所介護の内容は次の通りとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。

(厚生大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に提示する)

- 1 入浴サービス
- 2 給食サービス

- 3 生活相談（援助等） レクリエーション
  - 4 日常動作訓練
  - 5 健康チェック
  - 6 送迎
2. 指定通所事業者は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。
- 1 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用  
通常の事業実施地域以外の地区のお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいから当事業所にかかる送迎費用全額が自己負担となります。
    - 1、事業所から片道 5 km未満 530 円（片道）
    - 2、事業所から片道 5 km以上 10 km未満 1,050 円（片道）
    - 3、事業所から片道 10 km以上、5 km毎に 530 円（片道）を加算
    - 4、その他、有料道路・自動車専用設備等を利用する場合はその実費
  - 2 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス基準額またはサービス費用基準額を超える費用。
  - 3 食材費（720 円）
  - 4 おむつ代（基本的には持参、立て替えて使用した場合は、現物返却）
  - 5 前号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
3. 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に説明した上で支払いに同意を得ることとする。

## 通常の実施地域

第 8 条通常の実施区域は、三田市全域、篠山市（旧今田町のみ）、加東市（旧社町のみ）、三木市（旧吉川町のみ）の区域とする。

## サービスの利用にあたっての留意事項

第9条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

1. 入浴サービスを利用する際の留意事項
  - 1 一般浴か機械浴かは本人・家族の希望をもとに最善の方法での入浴とする。
  - 2 体調不良等による欠浴の判断は看護師の指示により決定する。
2. 機能訓練室を利用する際の留意事項
  - 1 体調不良等により訓練を中止する場合がある。
3. 送迎サービスを利用する際の留意事項
  - 1 利用日は出来る限り希望の曜日を優先する。時間に関しては相談のうえ決定する。
  - 2 乗車時に体調不良が見受けられる場合、利用を見合わせる場合がある。
  - 3 交通事情等により時間のずれが生じることがある。
4. その他の留意事項
  - 1 おしめ等、個人の使用するものは基本的には持参とし、立て替えて使用した場合には、現物で返却とする。
  - 2 サービス提供に関しては、ケアプランをもとに、本人・家族とケア内容を決める。

## 緊急時における対処方法

第10条

1. 通所介護員は通所介護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。
2. 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事態が生じた場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 非常災害対策

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に非難救出その他必要な訓練を行う。

## その他運営に関する留意事項

### 第12条

1. 通所介護事業は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - (ア) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (イ) 継続研修 年3回
2. 従事者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従事者であったものに、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
4. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
5. 当施設は男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法に照らし、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動(セクシャルハラスメント)又は優越的な関係を背景とした言動(パワーハラスメント)により、職員の就業環境が害されることを防止するための雇用管理上の措置を講じ運営するものとする。
6. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。
  - ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - ②事業所において従業者に対し、虐待のための研修を定期的実施する。
  - ③前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
7. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるように努める。
  - ①事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
  - ②事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。
8. 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。
  - ①事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に

周知徹底を図る。

②事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

9. 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わない。

①事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

②事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2)身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### 附 則

この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から追加施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から追加施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から追加施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から追加施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から追加施行する。

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から追加施行する。

この規定は、令和 1 年 10 月 1 日から追加施行する。

この規定は、令和 2 年 3 月 1 日から追加施行する。

この規定は、令和 2 年 8 月 18 日から追加施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から追加施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から追加施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から追加施行する。

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から追加施行する。

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から追加施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から追加施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から追加施行する。

**医療法人社団 あおぞら会**  
**あおぞら通所介護事業所**  
 (平成 16 年 11 月 1 日開設)

代表者：石川 昇

管理者：田口 美香

指定事業所番号：2871200545 サービス内容：単独通所介護 利用定員：30 名

住所：〒669-1354 兵庫県三田市大畑字清水 357-1

TEL：079-560-0552 Fax：079-560-0551

送迎可能地区：三田市内及び近隣市町概ね片道 20 km以内

(施設から居宅迄の間、送迎を行わなかった場合片道につき 47 単位減算する。)

○要介護度別サービス利用料金(利用者負担額) 通所介護事業所に要する額は、厚生労働大臣が定める

1 単位に地域区分ごとの定める単位数(5 級地：10.45 円)を乗じて算定するものである。

要介護度		要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5	
時間 (7~8 時間)		658 単位		777 単位		900 単位		1023 単位		1148 単位	
加算料金	入浴(I)		55 単位		55 単位		55 単位		55 単位		55 単位
	入浴(II)	40 単位		40 単位		40 単位		40 単位		40 単位	
	個別機能訓練体制(I)	56 単位		56 単位		56 単位		56 単位		56 単位	
	個別機能訓練体制(II)	20 単位		20 単位		20 単位		20 単位		20 単位	
	口腔機能向上(II)	160 単位 x 2 回		150 単位 x 2 回		150 単位 x 2 回		150 単位 x 2 回		150 単位 x 2 回	
	口腔・栄養スクリーニング加算(II)	5 単位(6 月に 1 回)		5 単位(6 月に 1 回)		5 単位(6 月に 1 回)		5 単位(6 月に 1 回)		5 単位(6 月に 1 回)	
	科学的介護推進体制	40 単位		40 単位		40 単位		40 単位		40 単位	
	サービス提供体制強化加算(III)	6 単位		6 単位		6 単位		6 単位		6 単位	
	介護職員等処遇改善加算(III)8%	1145 x 8%	1160 x 8%	1264 x 8%	1279 x 8%	1387 x 8%	1402 x 8%	1510 x 8%	1525 x 8%	1635 x 8%	1650 x 8%
	小計 (円) (1 割)	1293 円	1309 円	1426 円	1443 円	1565 円	1582 円	1704 円	1721 円	1845 円	1862 円
(2 割)	2586 円	2618 円	2852 円	2886 円	3130 円	3164 円	3408 円	3442 円	3690 円	3724 円	
(3 割)	3879 円	3927 円	4278 円	4329 円	4695 円	4746 円	5112 円	5163 円	5535 円	5586 円	
食費 (1 日)	720 円(おやつ含む)		720 円(おやつ含む)		720 円(おやつ含む)		720 円(おやつ含む)		720 円(おやつ含む)		
日用品 (1 日)	110 円		110 円		110 円		110 円		110 円		
教養娯楽費 (1 日)	110 円		110 円		110 円		110 円		110 円		
その他	(実費)		(実費)		(実費)		(実費)		(実費)		
合計 (円) (1 割)	2233 円	2249 円	2366 円	2383 円	2505 円	2522 円	2644 円	2661 円	2785 円	2802 円	
(2 割)	3526 円	3558 円	3792 円	3826 円	4070 円	4104 円	4348 円	4382 円	4630 円	4664 円	
(3 割)	4819 円	4867 円	5218 円	5269 円	5635 円	5686 円	6052 円	6103 円	6475 円	6526 円	

※月単位請求のため金額は多少の増減があります

R6 年 6 月現在

医療法人社団 あおぞら会  
 (第1号通所事業)あおぞら介護予防通所介護事業所

(平成18年4月1日開設)

代表者：石川 昇

管理者：田口 美香

指定事業所番号：2871200545 サービス内容：介護予防通所相当サービス

住所：〒669-1354 兵庫県三田市大畑字清水 357-1

TEL：079-560-0552 Fax：079-560-0551 利用定員：30名

送迎可能地区：三田市内及び近隣市町概ね片道 20 km以内

(施設から居宅迄の間、送迎を行わなかった場合片道につき 47 単位減算する。)

○ 要介護度別サービス利用料金 (利用者負担額)

通所介護事業所に要する額は、厚生労働大臣が定める 1 単位に地域区分ごとの定める単位数 (5 級地：10.45 円) を乗じて算定するものである。

要介護度		事業対象者・要支援 1	要支援 2
時間 (7~8 時間)		1798 単位	3621 単位
加算 料金	口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位	160 単位
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24 単位	48 単位
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)8%	1982 x 8%	3829 x 8%
	一月あたり 小計 (円)	(1割)2237 円 (2割)4475 円 (3割)6711 円	(1割)4321 円 (2割)8642 円 (3割)12963 円
食費 (1日)		720 円 おやつ含む	720 円 おやつ含む
日用品 (1日)		110 円	110 円
教養娯楽費 (1日)		110 円	110 円
その他		(実費)	(実費)
合計 (円)		(1割)3177 円 (2割)5415 円 (3割)7651 円	(1割)5261 円 (2割)9582 円 (3割)13903 円

※月単位請求のため金額は多少の増減があります

R6年6月現在